

狩猟鳥獣の概念（今後の考え方）

資料 2 - 4 - 2

法律上の位置づけ	観点	（目的は限定しない、狩猟の対象となりうるもの） 管理の強化を踏まえた狩猟鳥獣の指定の見直し（狩猟を管理に貢献しうるツールの1つとして考える）	
希少鳥獣以外の鳥獣	希少性	国際的又は全国的に保護を図る必要があるもの以外	
その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの	当該鳥獣への悪影響	一般鳥獣	捕獲を推進すべき鳥獣（外来鳥獣等）
		当該鳥獣の保護に著しい悪影響を及ぼすおそれのないもの （例）著しい生息数の減少/生息域の縮小	当該鳥獣の計画的な管理に著しい悪影響を及ぼすおそれのないものとして整理する方向。 法の規定との整合性は、今後整理が必要 （例）群れの分裂等による生息数の増加/生息域の拡大、捕獲後の運搬・放鳥獣等による生息域の拡大
			当該鳥獣の保護に著しい悪影響を及ぼすおそれのないもの ※現時点では、狩猟行為のみによって、その生息状況に著しい影響を与えるほど捕獲等されるものではないこととして解釈し、種ごとに判断。
（公聴会、パブコメ等）	生物多様性の確保への悪影響	生物の多様性の確保に著しい悪影響を及ぼすおそれのないもの （例）生態系への被害の増加、錯誤捕獲	
今回基本指針見直し時に明確化	社会への悪影響	社会的・経済的に著しい悪影響を及ぼすおそれのないもの （例）無計画な捕獲による農林水産業・生活環境への被害の増加、所有権の侵害	

新規指定の考え方

	一般鳥獣	管理すべき鳥獣	
		指定管理鳥獣	外来鳥獣
狩猟の対象となりうるもの	狩猟の対象となりうるか（地方公共団体や狩猟者等の要請を把握） 要請があるもの 将来的に整理が必要な部分		
今回、個別の種ごとに検討する範囲			
当該鳥獣への悪影響の評価	当該鳥獣の保護に著しい悪影響を及ぼすおそれがないか ☐ 群れの分裂等による生息数の増加/生息域の拡大 ☐ 捕獲後の運搬・放鳥獣等による生息域の拡大 ※現時点では「狩猟行為によって、その生息状況に著しい影響を与えるほど捕獲等されるものではない」として解釈し、種ごとに判断		
生物多様性の確保への悪影響の評価	生物多様性の確保に著しい悪影響を及ぼすおそれがないか ☐ 生態系への被害の増加 ☐ 錯誤捕獲の発生		
社会への悪影響の評価	社会的・経済的な側面で悪影響を及ぼすおそれがないか ☐ 所有権の侵害 ☐ 無計画な捕獲による農林水産業・生活環境への被害の増加		

基本指針上の考え方の変更の論点

現行	変更の論点
国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。 ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。 イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。	国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度、生物の多様性の確保の側面等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。 ①当該鳥獣の保護 ②生物の多様性の確保 ③社会的・経済的な側面 また、鳥獣の管理の強化が求められていることを踏まえ、狩猟を鳥獣の管理に貢献しうるものとして位置づけた上で、狩猟鳥獣の見直しを行うこととする。

（参考）中央環境審議会(平成27年12月)における意見

- 「管理のための狩猟」というと、指定管理鳥獣捕獲等事業と同じく、公的な捕獲の考え方ではないか。狩猟制度そのものの見直しが必要なのは。
- 狩猟鳥獣にしたからたくさん獲るという発想でもない。狩猟は遊びで、有害捕獲が社会貢献であるという考え方はおかしい。
- 狩猟鳥獣の法律上の定義について、文章を精緻化すればするほど、相互にまた矛盾が出てきたりする。シンプルであれば生じないような問題。
- 狩猟鳥獣に関する「その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの」との定義について、計画的な捕獲が展開されたときに、大きく矛盾する。

（その他）

- これを機会に、狩猟のあり方にも議論が深まるといい。乱場という日本伝統の制度が妥当なのか、それとも、猟区というような、管理狩猟のようなやり方が妥当なのか。
- 都道府県の放鳥事業については、見直してやめていくべき。